

【事案 2023-50】新契約取消請求

- ・令和 6 年 1 月 5 日 和解成立

＜事案の概要＞

募集人の説明義務違反等を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

＜申立人の主張＞

令和 4 年 5 月に銀行を募集代理店として契約した外貨建終身保険 2 件について、募集人から、保険以外の手段に関する説明が全く無く、各契約に関するリスクや、運用に関する情報、クーリングオフ制度の説明も無かったことから、契約を取り消し、既払込保険料を返還してほしい。

＜保険会社の主張＞

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人が主張している不適切な点についての事実認定ができない。
- (2) その他、申立人の請求については、契約者間の公平性および損失補てん等の禁止（保険業法 300 条の 2、準用金融商品取引法 39 条）の見地より、応じることはできない。

＜裁定の概要＞

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明義務違反等は認められないが、以下の理由により、和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 本契約は外貨建保険であり、為替リスク、市場リスクや早期解約のリスクを伴う商品であることから、商品内容やリスクについてよく理解したうえで、余裕資金を原資とし、かつ保有金融資産の一定割合を超えない範囲で加入することが適切な商品である。
- (2) 一方で、申立人の契約時の預金は 2,000 万から 2,100 万円程度、職業はパート、年収は 100 万円未満であり、保険以外に投資経験がなかったことから、本契約（合計一時払保険料 1,400 万円）が果たして申立人に適合するものであったか疑問が残る。